

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成24年9月3日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(C)吐出圧力計の点検時、計装元弁にグランドリークを確認した。当該弁を修理。	
2	3号機	コールドランドリー洗濯機(B)洗濯用給水弁のグランド部から純水(汚染なし)の漏えいを確認した。拭き取り実施済み。当該弁を点検・修理。	
3	4号機	高圧窒素ガス供給系の点検時、非常用窒素ガス圧力調節弁(A)後弁にグランドリークを確認した。当該弁を修理。	
4	5号機	タービン建屋天井クレーン(No. 2)の点検時、横行電動機継ぎ手ボルトのゴム製ブッシュ(隙間を埋める部品)にひび割れを確認した。当該ブッシュを修理。	
5	5号機	回転式取水口除塵装置(F)電動機電気ヒーター用ケーブルのコネクタに損傷を確認した。当該コネクタを点検・修理。	
6	7号機	OFケーブル(電力ケーブル)ダクトの排水ポンプが手動切となっていたためピットの水位高警報が発生したことを確認した。当該ポンプを自動に戻し、ピットの排水を実施済み。当該排水ポンプが手動切となっていた原因を調査。	
7	その他	荒浜側焼却設備の点検時、空気予熱器の旋回羽根及び後部内筒部にひび割れを確認した。当該羽根等を修理。	
8	その他	荒浜側焼却設備ドラム缶取扱設備において、制御装置の入力ユニットの故障を確認した。当該ユニットを点検・修理。	